

松前町議会議員選挙に係る選挙期日等

- 1 告示日 令和5年6月20日(火)
- 2 選挙期日 令和5年6月25日(日)
- 3 投票時間 午前7時～午後7時まで
- 4 今回選挙すべき議員数 11人
(議員定数－松前町議会議員の定数を定める条例
平成13年松前町条例第9号)
- 5 法定得票数
有効得票数 ÷ 議員定数 × 1/4
直近の選挙の場合(H27)の場合(議員定数を11人とした場合)
5,460票 ÷ 11人 × 1/4 = 124.090票
- 6 被選挙権 町議会議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの
- 7 選挙権
 - (1) 登録基準日及び登録日 令和5年6月19日(月)
 - (2) 年齢要件 平成17年6月26日までに生まれた者
 - (3) 住所要件 令和5年3月19日までに松前町に住民登録し、引き続き3ヶ月以上松前町に住所を有する者
- 8 供託及び供託物没収点
 - (1) 供託
15万円(これに相当する額面の国債証書を含む。)を供託しなければならない
 - (2) 供託物没収点
有効投票総数 ÷ 議員定数 × 1/10
直近の選挙(H27)の場合(議員定数を11人とした場合)
5,460票 ÷ 11人 × 1/10 = 49.636票

9 期日前投票について

投票日に仕事や旅行、レジャー等の用務があるなど、当日投票所に行けない方は、期日前投票をすることができます。

- (1) 期 間 6月21日(水)～6月24日(土)
- (2) 場 所 各支所(大島・小島・大沢)・役場
- (3) 時 間 各支所 午前9時～午後5時
役 場 午前8時30分～午後8時

10 不在者投票について

投票日当日にさまざまな事情があつて投票所へ行って投票できない方が、投票日の前にあらかじめ投票することができます。

なお、投票できる期間は6月21日(水)～6月24日(土)までとなります。

- (1) 仕事先、旅行先等で投票を行う → 他の市区町村での不在者投票
 - ア 投票用紙等の請求が必要となります。(請求については、告示前でも受付をいたします。また、送付については6月18日以降、順次送達します。)
 - イ 今回の選挙は町単独の選挙であるため、投票を行おうとする市区町村において選挙が行われていない場合は休日である6月24日(土)に投票をすることができませんので6月23日(金)までに投票を行う必要があります。
- (2) 道選管が指定した病院、老人ホーム等で行う → 指定施設での不在者投票
町内では、町立松前病院・南殿荘・ホーム緑洋・ほのぼのハイムの4施設が指定されています。
- (3) 自宅など、現在住んでいる場所において投票用紙に記載し郵送する。
→ 郵便等による不在者投票
 - ア 対 象 者 別紙①のとおり
 - イ 投票用紙等の請求 6月21日(水)まで(投票日の4日前)
 - ウ 投票の要件 別紙①の対象者が交付申請により郵便等投票証明書の発行を受けた後の不在者投票となります。
(代理記載可)

11 選挙会(開票)について

- (1) 日 時 6月25日(日) 午後8時10分
- (2) 場 所 松前町民体育館
- (3) 参観人 100人
- (4) 立会人 10人以下 公職選挙法第62条第2項
(10人を超える届出がある場合には、選挙管理委員会できじ引きにより決定します。)

※ 無投票の場合は、同日の午前中に松前町役場で予定しております。

1 2 届出等書類等への押印義務廃止について

公職選挙法施行規則その他関係法令が改正されたことにより、立候補届出・選挙公営届出等の書類については、従前の記名押印のほか、署名や本人確認書類の提示等による届出も認められることになりました。

具体的な方法は次のとおりです。

(1) 届出等の方法について

ア 記名押印による方法（従前どおり）…自筆か否かにかかわらず記名し、押印する方法

従来どおり、記名押印によることも可能です。記名押印の場合、本人確認書類の提示等は不要です。

イ 署名による方法（新規）…候補者本人が自書する方法

候補者本人の署名であれば、本人確認書類の提示等は不要です。

ウ 記名のみによる方法（新規）…自書でない方法で記名し、押印しない方法

記名のみで届け出る場合は、候補者本人が届け出る場合と代理人が届け出る場合でそれぞれ以下の書類を確認します。

(ア) 候補者本人が届け出る場合

候補者本人の本人確認書類の提示又は提出

(イ) 代理人が届け出る場合

以下の2点を確認します。

a 当該代理人の本人確認書類

本人確認書類の例は次のとおりです。なお、写しを取らせていただきますので御了承願います。

・1点でよいもの

国又は地方公共団体が交付した顔写真付きの身分証明書

(例：運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)

・2点必要なもの

次の(a)・(b)から1点ずつ、又は(a)から2点

(a) 国又は地方公共団体が交付した顔写真無しの証明書

(例：健康保険証、年金手帳、戸籍謄抄本、住民票の写し、納税証明書等)

(b) 国又は地方公共団体以外が交付した顔写真付きの身分証明書(例：企業の社員証、顔写真付きクレジットカード等)

b 委任状

(2) 訂正方法について

ア 候補者本人が訂正する場合

候補者本人の署名又は押印により訂正します。

イ 代理人が訂正する場合

以下のどちらかの方法で訂正します。

- ・候補者本人の印鑑による押印
- ・代理人の署名、又は押印

なお、代理人の署名、又は押印により訂正する場合は、以下の2点の確認をします。

- ・当該代理人の本人確認書類
- ・委任状

1.3 その他

(1) 立候補の受付について

6月20日(火)の「松前町議会議員選挙立候補受付」は、午前8時30分から午後5時まで、松前町役場2階 議場にて行います。

なお、午前8時までに到着した者は、くじにより受付順序を決定し、午前8時以降に到着した者の受付順序は到着順となります。

(2) 得票数が同じであるときの当選人を定める方法について

当選人の得票数が同じであった場合は、くじ引きによって決定いたします。その場合、候補者に連絡いたしますので、選挙会会場に集合していただきますようお願いいたします。

なお、代理人によりくじを引く場合は、別紙②の「くじ代理人証明書」を作成して持参させてください。

(3) 当選の告知について

当選の告知は、6月25日(日)開催の選挙会及び選挙管理委員会終了後に各当選人に「当選告知書」を交付いたします。

当選告知は直接本人への告知となりますので、必ず本人の在所をお願いします。訪問は届出している選挙事務所とさせていただきます。なお、訪問時間は、概ね午後11時前後になります。

(無投票の場合は、同日の午前中となります)

(4) 当選証書の交付について

選挙管理委員会からの当選証書の交付は、6月26日(月)午前10時から、役場2階議場で行いますので、当選人の皆様のご参集をお願いいたします

郵便等による不在者投票について

身体に一定の障害を有する人が、自宅等で投票用紙に候補者の氏名等を記載して、それを郵便する方法により不在者投票ができる制度です。



郵便等による不在者投票ができる人

障害者の区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫、肝臓の障害	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症

保険者証	要介護状態区分
介護保険の被保険者証	要介護5

※ 上記の対象者で次の条件に該当する方は代理人による**代理記載**ができます。

障害者の区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢・視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障害	特別項症～第2項症



郵便等による不在者投票の申請書等

- 郵便等投票証明書の有効期間は**7年間**（要介護5の人については、介護保険の被保険者証の有効期限と同じ）でこの間に行われる選挙に使用することができます。また、有効期間の切れる方は、新しい証明書の再交付申請を行ってください。



代理記載人による、郵便等による不在者投票の申請等

- すでに「郵便等投票証明書」を持っている方が、代理記載制度による投票をしようとする場合には、この制度を利用できる者である旨を「郵便等投票証明書」に記載を受ける必要があります。選挙管理委員会あてに、申請書に身体障害者手帳を添えて申請をしてください。（本人の署名不要）

松前町選挙管理委員会

〒049-1592 松前郡松前町字福山 248 番地 1

TEL 0139-42-2275 (286・287)



別記様式第1号（第3条関係）

くじ代理人証明書

令和5年6月25日

松前町議会議員選挙長 岩尾康史様

候補者の住所 北海道松前郡松前町字**松前123**番地候補者の署名又は記名押印 **松前太郎**

下記の者は、令和5年6月25日執行の松前町議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条第2項に規定するくじについて、私に代わって引く者であることを証明する。

記

1 住所 北海道松前郡松前町字**松前456**番地2 氏名 **松前さくら**3 生年月日 **昭和38年2月22日**